

# 初山別村津波避難計画

北海道初山別村

平成25年3月

# 目 次

<b>第1章 総則</b>	
1 目的	1 頁
2 計画の修正	1 頁
3 用語の定義	1 頁
<b>第2章 避難計画</b>	
1 津波到達予想時間の設定	2 頁
2 津波浸水予測図	2 頁
3 津波避難対象地域	2 頁
4 避難路及び避難場所の指定	2 頁
5 避難方法	3 頁
6 地区別避難施設	3 頁
<b>第3章 初動体制（職員の参集等）</b>	
1 連絡・参集体制	4 頁
2 配備体制	5 頁
3 所掌事務	6 頁
4 津波情報等の収集・伝達	8 頁
<b>第4章 避難勧告・指示の発令</b>	
1 発令基準	9 頁
2 伝達方法	10 頁
<b>第5章 津波対策の教育・啓発</b>	
1 村職員に対する研修等	11 頁
2 住民等に対する啓発	11 頁
3 児童、生徒に対する教育	11 頁
4 災害時要援護者に対する防災知識の普及	12 頁
5 住民参加による津波避難計画の策定	12 頁
<b>第6章 津波避難訓練の実施</b>	
1 防災訓練の実施方法	12 頁
2 防災訓練の内容	12 頁
<b>第7章 積雪・寒冷地対策</b>	
1 冬期道路交通の確保	13 頁
2 避難対策、避難生活環境の確保	13 頁
3 電力の確保	13 頁
4 緊急通信ネットワークの確保	13 頁
5 雪崩対策	13 頁
6 救助・救出体制の強化	13 頁
<b>第8章 その他の留意点</b>	
1 観光客、釣客等の避難対策	13 頁
2 災害時要援護者の避難対策	13 頁
3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	14 頁

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波被害及び地震による家屋の倒壊や火災被害に対し、地震・津波発生直後から津波等が終息するまでの概ね数時間から2～3日の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

### 2 計画の修正

この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

### 3 用語の定義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、初山別村(以下「村」という。)が指定する地域をいう。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外側(避難の必要がない安全な地域)、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、村が指定及び住民等が設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外側に村が指定するものをいう。

(6) 避難目標地点

津波の危険から避難し、生命及び身体の安全を確保するため、避難対象地域の外側に住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(7) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、村又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

※(4)を総称して「避難経路」、(5)、(6)、(7)を総称して「避難先」という。

## 第2章 避難計画

### 1 津波到達予想時間の設定

本村では、道が作成した津波浸水予測図の結果を勘案し、津波到達予想時間を21分とする。

想定地震：北海道北西沖(沿岸側)地震(M 7.8)  
初山別村の震度 震度5弱

想定する津波の高さ：7.29m(遡上高)

※ 遡上高とは、津波そのものの波の高さではなく、どの地点まで津波が押し寄せるかを海拔の高さで示したもの。

### 2 津波浸水予測図

平成16～22年度にかけて北海道が作成した北海道沿岸(太平洋、日本海、オホーツク海)の津波浸水予測図に基づきシミュレーションした、北海道北西沖地震による初山別村の津波浸水予測図は別紙(資料1)のとおりである。

※ 北海道が示した津波浸水予測図について、今年度、点検・見直しを行った結果、「日本海全体の広い領域で系統的に再検討する必要がある」としながらも、現時点においては、現行の想定レベルで津波防災対策を進めるべきとの結論に達した。

### 3 津波避難対象地域

津波による避難対象地域(想定される津波規模により浸水が予想される地域)は、次のとおりである。

地域	浸水深さ	世帯数	人口	地区名・町内会名	備考
有明	0.5～1m	1戸	8人	有明南	
栄	1～2	2	5	第2栄	
初山別	0.5～4	298	818	第1・ふじみ・共和 中央・北斗 各町内会	
豊岬	1～2	5	9	豊岬北	
共成	0.5～1	1	2	共成	

### 4 避難路及び避難場所の指定

(1) 避難路の指定に当たっては、次の点に留意し安全性を確保する。

- ア 避難路は、原則として津波の進行方向と同方向で、標高の高い方向に指定する。
- イ 崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等の危険が少なく、幅員の広い道路を指定し特に、観光客等など多数の避難者が見込まれる地域では、十分な幅員を確保する。
- ウ 海岸、河川沿いの道路は、原則として指定を避け、橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- エ 障害物や火災、橋梁の落橋などの事態にも対応できるよう、近隣に迂回路を確保する。
- オ 夜間の避難も考慮し、原則として夜間照明等が設置されていること。

- (2) 避難場所は、冬期間にあっても、予想される津波よりも大きな津波が発生した場合でも安全性、機能性が確保でき、夜間照明や情報機器等のほか、一晚程度宿泊できる備蓄品(毛布等)や非常用食糧を備えていること。

## 5 避難方法

避難に当たっては、徒歩を原則とする。

ただし、次の理由などにより、円滑な避難ができないと認められる場合は、自動車による避難を可能なものとする。

(自動車による避難が可能な場合)

(1) 高齢者または障がいなどにより徒歩での避難が困難な場合。

(2) 避難先までの距離が長く、かつ、自動車の使用により渋滞等が発生しないと認められる場合。

(避難方法を徒歩とする理由)

(1) 家屋の倒壊、落下物等により、車両が通行できないおそれがある。

(2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が発生し、円滑な避難を妨げるおそれがある。

(3) 自動車等が徒歩による避難を妨げるおそれがある。

## 6 地区別避難施設

地震・津波災害をはじめ、被災時における各地区の避難施設は次のとおりである。

対象地域	避難目標地点	避難路	橋 梁	避難施設・避難ビル	備 考
有明南一部 有明2		道道708号有明天 塩有明停車場線		エルムの里 (旧有明小学校)	
有明南一部 有明北		国道232号 道道708号有明天 塩有明停車場線 有明零・1号線	2号橋	有明母と子の家	IP端末
栄1		国道232号 道道612号築別天 塩有明停車場線 有明1号線 栄第1・2間線	2号橋 開栄橋 新栄橋	第1栄部落会館	
栄2	海拔20 m 以上の斜面	国道232号 モセタキナイ北線		旧第2栄生活改善センター	
初山別 千代田		国道232号 川北台線 初山別2条浜手線 初山別2～7条線 初山別2～6丁目線 道道448号千代田 初山別停車場線 朝日台線		ふじみへき地保育所 高齢者生活福祉センター 自然交流センター 初山別小学校 初山別中学校  【避難ビル】 自然交流センター	《IP端末》 自然交流センター 初山別小学校 初山別中学校
千代田南		道道448号千代田 初山別停車場線		南千代田会館	
明里1		初浦第1開拓線		旧明里生活改善センター	

明里南		風連別南支線		南明里部落会館	
豊岬南 明里南		豊岬漁港線 岬センター線 風連別南線 国道232号 豊岬通学路	小沢橋 大川橋	岬センター 豊岬小学校	IP端末
豊岬北 明里北		豊岬市街線 豊岬市街第1～3 支線 豊岬会館線	風連別橋	ふれあいの里豊岬館	IP端末
明里北		明里北1線 風連別北線 北明里2号線 明里2号線		北明里部落会館	
共成	国道232号 (初山別方面)	共成開拓1号線共 成原野線 共成明里間線 歌越別線 歌越別第2支線	大西橋 村界橋	福祉の家共成館	IP端末

※ 備考欄「IP端末」……災害対策本部と避難所間の通信手段となるIP告知受信機を設置している避難所

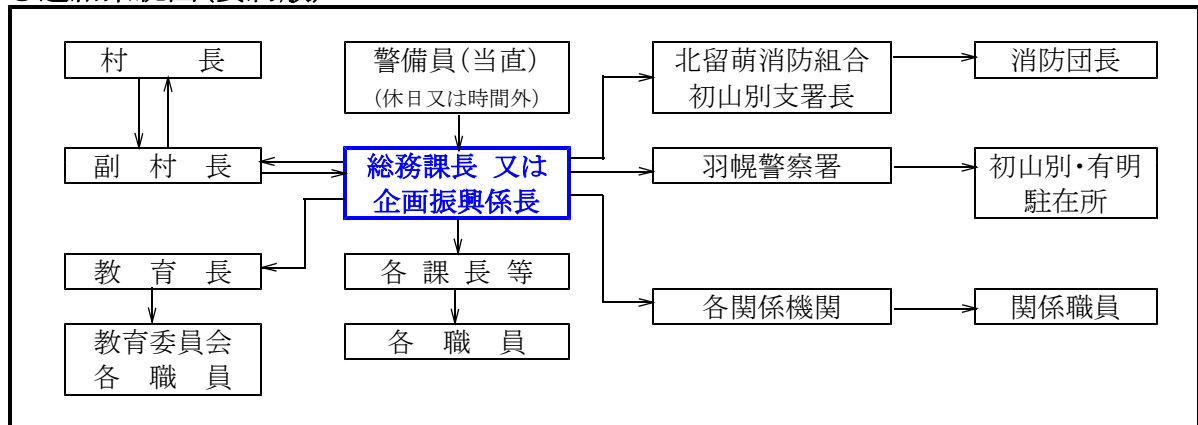
### 第3章 初動体制（職員の参集等）

#### 1 連絡・参集体制

##### (1) 勤務時間外の連絡体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の連絡体制は、「初山別村地域防災計画 災害応急対策計画」に定めるもののほか、次による。

#### ○連絡系統図(要約版)



※ 「各課長等」とは課長級職員をいう。  
村職員の連絡系統図については、資料2のとおり。

##### (2) 警備員の非常連絡

警備員は、気象等に関する連絡があった場合は、直ちに総務対策部長（総務課長）又は企画班長（企画振興係長）に連絡をするとともに、指示により各課長等関係職員に連絡をする。

##### (3) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外に非常配備の指示を受けたとき、又は災害が発生、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、命令を待つことなく自らの判断により、又は所属の長と連絡の上、登庁する。

## 2 配備体制

本村域で震度5弱以上の地震を観測又は、北海道日本海沿岸北部に津波警報が発表された場合には、一定の基準のもと、災害対策本部を設置し災害に対処する。

なお、大津波警報が発表された場合、災害対策本部は初山別小学校に設置することとする。

勤務時間外における、職員の配備基準及び配備体制は次による。

### ○地震・津波災害に係る配備基準(時間外・休日)

区 分	第1非常配備	第2非常配備 (災害対策本部設置)	第3非常配備 (災害対策本部設置)
地 震	・震度4の地震が発生したとき	・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・局地的な地震災害が発生し、災害応急対策の必要がある場合	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大規模な地震災害が発生し、広域的な災害応急対策の必要がある場合
津 波	・津波注意報が発表されたとき	・津波警報が発表されたとき ・局地的な津波災害が発生し、災害応急対策の必要がある場合	・「大津波」の津波警報が発表されたとき ・大規模な津波災害が発生し、広域的な災害応急対策の必要がある場合

※ 災害対策本部は、震度5弱以上の地震又は津波警報の発表により、設置の要件を満たし、必要性の判断によって設置される。

### ○職員の配備体制

区 分	第1非常配備	第2非常配備 (災害対策本部設置)	第3非常配備 (災害対策本部設置)
基本的体制	・ 防災担当係長が配備 ・ 状況を総務課長に報告 ・ 各課長は連絡体制を保持	・ 各課長、主幹、各係長及び企画振興係が配備 ・ 村長、副村長及び教育長に状況報告 ・ 各係員は係長の指示により適宜対応(連絡体制)	・ 原則、全職員配備 ・ 状況により避難所の運営等について対応  ※大津波警報が発表された場合、災害対策本部は初山別小学校に設置
具体の対応			
総務対策部 (総務課)	<b>職員配備</b> 企画振興係長  <b>連絡体制</b> 総務課長	<b>職員配備</b> 総務課長、出納室長 議会事務局長 主幹 各係長 企画振興係  <b>被害確認</b> 財政係長  <b>連絡体制</b> 各係員	<b>職員配備</b> 全職員  <b>被害確認</b> 財政係長
経済対策部 (経済課)	<b>連絡体制</b> 経済課長	<b>職員配備</b> 経済課長 主幹 各係長  <b>被害確認</b> 技術係長(道路橋梁) 上下水道係長	<b>職員配備</b> 全職員  <b>被害確認</b> 技術係長(道路橋梁) 上下水道係長

		連絡体制 各係員	
住民対策部 (住民課)	連絡体制 住民課長	職員配備 住民課長 主幹 各係長  被害確認 保険係長(各診療所)  連絡体制 各係員	職員配備 全職員  被害確認 保険係長(各診療所)
教育対策部 (教委)	連絡体制 教育次長	職員配備 教育次長 各係長  被害確認 学校教育係長(各学校)  連絡体制 各係員	職員配備 全職員  被害確認 学校教育係長(各学校)

- (注意) ・表中の「各課長」には、出納室長、議会議務局長及び教育次長を含むものとする。  
また、各課における「主幹」については、全ての主幹級職員を含むものとする。  
・「被害確認」は現地又は役場内においての現状の把握など、状況に応じた対応を行う。  
・この配備体制は原則的な対応を規定したものであり、不測の事態に際しては、臨機応変の対応を行うこととする。

### 3 所掌事務

災害対策本部における各班の事務分掌は次による。

#### ○各班の事務分掌

部	班	所 掌 事 務
各部共通	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関する事。</li> <li>2 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関する事。</li> <li>3 災害時における所管事項の執行記録に関する事。</li> </ol>
総務対策部 (総務課)  (部長) 総務課長  (副部長) 出納室長 議会議務局長 企画振興対策主幹 総務課主幹	企画班 (班長) 企画振興係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。</li> <li>2 災害対策本部の庶務に関する事。</li> <li>3 災害救助法の適用手続きに関する事。</li> <li>4 伝達員に関する事。</li> <li>5 災害要望書の作成配付に関する事。</li> <li>6 被災状況の収集、集計報告に関する事。</li> <li>7 災害日誌及び災害記録に関する事。</li> <li>8 警報等の伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>9 各部の指導連絡調整に関する事。</li> <li>10 避難の勧告又は指示の発令に関する事。</li> <li>11 その他各部に属しない事。</li> </ol>
	総務班 (班長) 庶務係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁内の非常体制に関する事。</li> <li>2 防災関係機関団体に関する協力及び応援要請に関する事。</li> <li>3 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>4 支援活動団体等の配備調整に関する事。</li> <li>5 公用車の運行に関する事(各課所管車両との調整含む)。</li> </ol>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 住民組織及び団体との連絡、協力に関すること(情報通信関係除く)。</li> <li>7 救助法に関すること。</li> <li>8 総務対策部内の連絡調整に関すること。</li> </ul>
	<b>情報・広報班</b> (班長) 税務係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災情報の受理及び伝達に関すること。</li> <li>2 住民に対する災害情報等の広報に関すること。</li> <li>3 災害現地の取材及び写真収集に関すること。</li> <li>4 本部と災害地の連絡に関すること。</li> <li>5 住民組織及び団体との連絡、協力に関すること(情報通信関係除く)。</li> </ul>
	<b>財政班</b> (班長) 財政係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の予算及び資金計画並びに経理に関すること。</li> <li>2 村有施設の災害対策に関すること。</li> <li>3 調達資機材の受払に関すること。</li> </ul>
<b>経済対策部</b> (経済課)  (部長) 経済課長  (副部長) 経済課主幹	<b>技術監視班</b> (班長) 技術係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路橋梁河川の応急措置に関すること。</li> <li>2 災害地の交通不良箇所の調査及び運行路線の決定に関すること。</li> <li>3 公共土木施設(水道含む)の災害対策に関すること。</li> <li>4 道路橋梁河川の被害調査に関すること。</li> <li>5 災害地の復旧土木事業に関すること。</li> <li>6 建築物の災害対策に関すること(融資制度及び貸付金含む)。</li> <li>7 避難所及び応急仮設住宅の建設に関すること。</li> </ul>
	<b>資材班</b> (班長) 管理係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の資機材の調達、災害物資及び避難者の輸送に関すること。</li> <li>2 作業用車両、機材及び機具の確保に関すること。</li> <li>3 障害物の除去に関すること。</li> <li>4 その他災害活動及び支援に関すること。</li> <li>5 経済対策部内の連絡調整に関すること。</li> </ul>
	<b>調査班</b> (班長) 水産商工係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農作物及び農用機械施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 水産物及び水産資材等の被害調査に関すること。</li> <li>3 家畜の被害調査に関すること。</li> <li>4 農用地の被害調査に関すること。</li> <li>5 森林及び林産物の被害調査に関すること。</li> <li>6 商業及び鉱工業の被害調査に関すること。</li> </ul>
	<b>産業班</b> (班長) 農林畜産係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害農漁家の災害融資の関すること。</li> <li>2 被害農家の営農指導に関すること。</li> <li>3 農作物及び被害農家の災害対策に関すること。</li> <li>4 農作物及び家畜の伝染病の予防に関すること。</li> <li>5 災害時の種子及び家畜の飼料の確保に関すること。</li> <li>6 水産物及び水産資材の災害対策並びに確保に関すること。</li> <li>7 家畜の災害対策に関すること。</li> <li>8 農用地の災害対策に関すること。</li> <li>9 林業の災害融資に関すること。</li> <li>10 六線沢防災ダムの災害対策に関すること。</li> <li>11 災害時の林野の病虫害防除に関すること。</li> <li>12 災害用木材の払下げに関すること。</li> <li>13 商業及び鉱工業の災害対策並びに油脂の斡旋に関すること。</li> <li>14 災害時の応急食糧の供給計画及び実施に関すること。</li> </ul>
<b>住民対策部</b> (住民課)	<b>厚生班</b> (班長) 戸籍住民係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救護施設の設置及び実施に関すること。</li> <li>2 日赤の救助活動の連絡等に関すること。</li> <li>3 炊出し及び給食給火実施に関すること。</li> </ul>

(部長) 住民課長  (副部長) 健康づくり福祉対 策主幹 住民課主幹		4 義援金品の受付保管、配分及び救助物資調達に関する事 5 災害時の死体の収容処理及び埋葬に関する事。
	<b>衛生班</b> (班長) 健康福祉係長	1 災害時の医療助産に関する事。 2 行方不明者の捜索及び救助に関する事。 3 災害時の防疫清掃に関する事。 4 医療施設の災害対策に関する事。 5 医療資材及び医薬品の確保配分に関する事。 6 罹災者の収容及び避難所設置、運営に関する事。 7 被害者の生活援助及び生活保護等に関する事。 8 被災ごみの処理に関する事。 9 災害時における保育園児の安全確保及び避難誘導に関する事。 10 住民対策部内の連絡調整に関する事。
<b>教育対策部</b> (教育委員会)  (部長) 教育次長	<b>教育班</b> (班長) 学校教育係長	1 教育施設の災害状況の調査報告に関する事。 2 教育施設の管理保全及び応急措置に関する事。 3 教育施設の災害復旧対策に関する事。 4 災害時における児童生徒の避難誘導及び救助に関する事。 5 児童生徒の収容及び施設の決定に関する事。 6 児童生徒の応急教育対策に関する事。 7 教育対策部内の庶務及び連絡調整に関する事。

#### 4 津波情報等の収集・伝達

##### (1) 津波情報等の収集

津波予報・津波情報等の収集方法は、次のとおりとする。

自動的な伝達手段	●気象庁からの情報伝達 <pre> graph LR     A[気象庁] --&gt; B[気象台]     B -- ADESS --&gt; C[北海道]     C -- 北海道防災情報システム --&gt; D[初山別村]             </pre> (気象情報伝送処理システム)
	●消防庁からの情報伝達 (J-ALERT) <pre> graph LR     A[消防庁] -- 通信衛星・光回線 --&gt; B[初山別村]     B -- IP告知放送 --&gt; C["【屋外スピーカー】"]             </pre>
自主的な収集手段	インターネット、テレビ、ラジオ

※ エリアメールによる情報受配信については現在検討中。  
IP告知放送及び屋外スピーカーは平成25年度設置予定。

潮位観測については、企画班(総務課企画振興係)が津波情報を踏まえ、安全な場所から速やかに実施し、情報を本部に通報する。

本部では、得られた情報について適宜、関係方面に通報する。

##### (2) 避難住民の安否情報

効率的に住民の安否情報を収集するため、避難勧告の発令に伴って自動的に開設する避難施設に職員を派遣し、IP告知受信機や携帯電話により避難者数などの情報を災害対策本部に報告する。

※IP告知受信機は平成25年度内に次の箇所に設置予定。

有明母と子の家、自然交流センター、初山別小学校、初山別中学校、岬センター、ふれあいの里豊岬館、福祉の家共成館 (計7箇所)

### (3) 津波情報等の伝達

津波情報等については、屋外防災用スピーカー（平成25年度設置予定）のほか、携帯電話へのメール配信及び広報車による巡回により、住民や観光客等への伝達を図ることとする。

また、北留萌消防組合初山別支署においても、消防サイレンの吹鳴により津波情報等の伝達を行うこととなっている。

なお、災害対策本部は、次の事項に配慮し、住民や関係機関への伝達を行うこととする

#### ア 住民等への情報伝達

津波情報等が、地域住民のほか、観光客、防災関係機関及び各団体等に対し、正確かつ広範に伝達されること。

特に、高齢者や視・聴覚障がい者等の要援護者への伝達について、的確に行われるよう配慮する。

#### イ 船舶に対する津波警報等の伝達

津波情報等が海上保安部、港湾管理者及び漁業協同組合等により、船舶に対し正確かつ広範に伝達されること。

#### ウ 村域内の被害状況等の伝達

村域内の津波や被害状況等を迅速かつ確実に収集し、避難住民や防災対策に当たる職員等に対して災害情報が遅滞なく伝達されること。

## 第4章 避難勧告・指示の発令

### 1 発令基準

住民への避難勧告及び指示の発令基準は次のとおりとする。

種 別	発 令 基 準
避難準備 及び 自主避難	○津波注意報が発表され、避難準備や高齢者や障がい者等の自主避難の必要性が認められるとき ○地震により、火災が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき  〔 要援護者に対しては、自主防災組織（町内会等）及び 防災関係機関等の協力を得ながら避難を遂行する。 〕
避難勧告	○津波警報が発表されたとき（自動発令） ○強い地震を感知しつつも情報が入手できない場合に、避難の必要性が認められるとき ○弱い地震ながらも揺れが長時間続き、避難の必要性が認められるとき
避難指示	○大津波警報が発表されたとき（自動発令） ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が悪化し緊急の避難が必要と判断されるとき

## 2 伝達方法

### (1) 発令手順

村長は、避難が必要と認める地域の居住者、滞在者等に対して避難のための立ち退きを勧告し、又は、急を要する場合は立ち退きを指示する。

また、災害対策本部が設置された場合は、原則として事前に本部会議の審議を経て行う(津波警報が発表された場合を除く。)

ただし、現に危険が切迫し、緊急を要する事態においては、副本部長(副村長及び教育長)及び総務対策部長(総務課長)が避難のための立ち退きを指示することができる。

なお、法律で定める村長に代わる実施者は、次のとおりである。

区分	実施者	災害の種類	根拠法令	備考
避難勧告 避難指示	知事	災害全般	災害対策基本法第60条	
避難指示	知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	村長が当該事務をできなくなった場合の代行
	警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	
	海上保安官		災害対策基本法第61条	
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官		自衛隊法第94条	警察官がその場 にいないとき

### (2) 伝達方法

ア 避難の勧告及び指示については、屋外防災用スピーカー(平成25年度設置予定)のほか、携帯電話へのメール配信及び広報車による巡回、さらに各世帯への個別訪問など、可能な方法により周知徹底を図る。

イ 現に火災が発生し、又は、危険が切迫している場合においては、消防署及び消防団のサイレンを吹鳴し、併せて、広報車の巡回を行う。

ウ 村長は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によって伝達が困難な場合には、テレビ及びラジオ放送により避難の勧告及び指示の周知を図るため、放送機関に対し協力を要請する。

○避難勧告等の伝達告知文(基本文)

区 分	告 知 文
避難準備 及び 自主避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こちらは初山別村です。 ただいま、津波注意報が発表されましたので、△△地区の皆さんはすぐに避難できるよう、準備をお願いします。 特に、お年寄りや障がいをお持ちの方、小さなお子様をお持ちの方、妊婦さんなどは、早めの準備と避難をお願いします。</li> </ul>
避難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こちらは初山別村です。 ただいま、津波警報が発表されたことを受け、村の全地区に対して避難勧告を発令しました。 皆さんは、直ちに指定された避難所へ避難してください。</li> </ul>
避難 指 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こちらは初山別村です。 ただいま、大津波警報が発表されました。 村の全地区に避難指示を発令しましたので、皆さんは至急、指定された避難所へ避難してください。 (状況により) 津波は〇〇時〇〇分に到達する見込みですが、落ち着いて行動してください。</li> </ul>

## 第5章 津波対策の教育・啓発

村は、防災関係機関、教育委員会、地域の自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震・津波防災上の必要な防災教育及び避難意識向上のための啓発を行い、津波に対する防災意識の向上を図る。

### 1 村職員に対する研修等

地震・津波等の災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震及び津波が発生した場合の災害対策本部の運営や災害応急対策の円滑な実施を行うための必要な知識を備えるため、外部の研修機関等を活用した研修を実施する。

また、その他の一般職員に対しても村職員として備えておくべき防災知識や心構えなどを習得させるため、各種の研修等を実施し、防災事対応のレベルアップに努める。

### 2 住民等に対する啓発

災害時においては、住民自らが「自分の身は自分で守る」という意識と行動が重要であることから、住民一人ひとりが的確な判断に基づき行動し、災害に遭った時には、冷静かつ適正な対応ができるよう、地震・津波の正しい知識の習得と防災意識の喚起が図られるべく啓発に努める。

なお、住民への啓発の方法としては、広報誌の発行機会を活用し、啓發文書を配布するほか、町内会をはじめとする各団体やコミュニティなどに対する協力依頼や積極的な情報提供などにより、防災意識の高揚を図ることとする。

### 3 児童、生徒に対する教育

村は、児童、生徒に対して、学校教育を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の津波防災教育の推進を図る。

#### 4 災害時要援護者に対する防災知識の普及

- (1) 高齢者、障がい者など、災害時要援護者の安全確保を図るため、災害時要援護者向けのリーフレット等により、防災知識の普及に努める。
- (2) 災害時要援護者の支援体制をサポートするため、地域住民に対して支援の必要性や方法などについての説明機会の確保に努めるなど、地域が一丸となった体制を構築できるよう、取組を推進する。

#### 5 住民参加による津波避難計画の策定

村は、道の浸水予測図を参考に作成した津波ハザードマップ等により、津波浸水予測地域の住民に対して津波被害の危険性についての十分な周知を図る。

また、住民が主体となった検討会を開催し、地域の地形や土地利用の状況を考慮しながら避難場所や避難経路を選定し、地区別の津波避難計画を作成する。

### 第6章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるとともに、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

#### 1 防災訓練の実施方法

- (1) 村及び防災関係機関は、津波避難計画の具体的な行動内容の理解を深めるため、また、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。
- (2) 津波避難訓練の実施に当たっては、第5章第5項による地区別の津波避難計画に基づき、毎年、訓練地区と実施場所を変えながら実施する。

#### 2 防災訓練の内容

- (1) 防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心に実施する。
- (2) 訓練においては、地域住民や防災関係機関との連携のもと、次の具体的訓練を実施する。
  - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - イ 災害時要援護者等に対する避難誘導訓練
  - ウ 津波警報等の伝達及び被害情報収集訓練
  - エ 防災機関が連携した避難誘導訓練
  - オ 災害の発生状況、避難勧告・指示、自主避難者数等についての道及び防災関係機関への迅速かつ確実な伝達訓練

## 第7章 積雪・寒冷地対策

### 1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送走路や避難所へのアクセス道路についての除雪体制を確認するとともに、災害時の本村の避難施設や対応等を説明の上、交通の確保について協力を得られるよう努める。

### 2 避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等を確保するため、電源を要しない暖房器具や積雪期を想定した資機材の備蓄に努める。

なお、燃料については、留萌地方石油業協同組合との防災協定に基づき、優先的に確保されることとなっている。

### 3 電力の確保

北海道電力(株)に対して本村の避難施設の状況などを説明し理解を得るなど、停電時の早期復旧に努める。

また、停電時に避難施設において必要となる発電機や懐中電灯等の備品や物資の備蓄についても努めることとする。

### 4 緊急通信ネットワークの確保

停電による通信機器の停止や地震や津波により機器が損傷した場合の通信手段として、携帯電話によるメール配信のほか、発電装置を備えたIP告知放送(屋外スピーカー)と7箇所の避難所に設置予定のIP告知受信機による電話が確保されることとなるが、引き続き、重層的な通信手段の確保に努める。

### 5 雪崩対策

「初山別村地域防災計画 災害予防計画」において定める雪崩危険区域内の道路の管理者に防雪柵や危険区域を周知するための案内板を設置するよう促し、雪崩災害の防止に努める。

また、地震発生時には巡視警戒を実施するなどし、二次災害の防止や安全な避難誘導に努める。

### 6 救助・救出体制の強化

冬期間の降雪時に災害が発生した場合の救助、救出を想定し、除雪車の緊急出動の要請手順などについて道路管理者と確認するなど、緊急時の対応の強化を図る。

## 第8章 その他の留意点

### 1 観光客、釣客等の避難対策

(1) 村外から来訪した観光客や釣客などへの対策として、津波避難計画の概要版とハザードマップを商工会を通じて宿泊施設に配付し、宿泊者への周知を図るほか、道の駅のほか、村内の観光施設にも配架し、周知の徹底を図る。

(2) 避難誘導の具体的内容については、現在関係機関と検討中である。

### 2 災害時要援護者の避難対策

(1) 在宅の障がい者、高齢者などの災害時要援護者の確認について、地域住民や町内会等の協力のもと、速やかな把握に努める。

(2) 災害時要援護者の避難誘導や救助に当たっては、町内会や自主防災組織、消防職員の協力を得て、安全かつ迅速に行うこととする。

※ 具体の支援体制は、町内会ごとに整理し、別途調整の上、整理する。

### **3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進**

災害にあっては、自ら災害に備えるという防災の原点に立って、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められることから、地域住民がお互いに助け合い、協力しながら、円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。